

令和2年版環境白書

第4章 環境への負担の少ない循環型社会の推進

第2節 環境への負担の少ない適正処理の推進

2. 産業廃棄物対策

(3) 産業廃棄物処理業者

(1) 事業目的

産業廃棄物処理業の許可を申請する者に対し、廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づき、施設や申請者の能力及び経理的基礎等の審査を行うことで、産業廃棄物の適正な処理が行われることを目的としています。

(2) 取組状況

県では、廃棄物処理及び清掃に関する法律の基準により審査を行い、産業廃棄物処理業の許可を行っています。

また、産業廃棄物の適正処理を推進するためには、排出事業者が信頼性の高い処理業者を選択できる仕組みを構築することが必要であり、通常の許可基準よりも厳しい基準（優良基準）をクリアした産業廃棄物処理業者について県が認定するなど、優良な処理業者を育成する取組みも行っております。認定事業者については県のホームページにより公開しています。

令和元年度末における許可の区分別数は、下表のとおりです。

表 産業廃棄物処理業許可数

(令和元年度末現在)

区 分	産業廃棄物処理業			特別管理産業廃棄物処理業		
	許可数	収集運搬業	処分業 (最終処分)	許可数	収集運搬業	処分業 (最終処分)
県内 (松江市以外)	1,073	951	122 (10)	80	76	4 (2)
松江市	125	59	66 (3)	9	7	2 (1)
県外	735	729	6 (0)	149	149	—
合計	1,933	1,739	194 (13)	238	232	6 (3)

(3) 参考情報

優良産廃処理業者認定事業者一覧

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/haiki/sangyo_haikibutsu/hyokalist.html

【担当課】

所属名	問い合わせ先
廃棄物対策課	0852-22-6790